

～仕事は変えずに住まいは沼津市へ～
沼津市にテレワーク移住してみませんか？

沼津市テレワーク移住支援補助金

テレワークを機に静岡県外から沼津市に移住した45歳未満の方を対象に、
住居費・引越費用を**最大60万円**補助します。

Antiquedoor（沼津市）

➤ 沼津市のここが魅力！



ほどよく都会、ほどよく田舎
生活利便性と豊かな自然環境のバランスが
とれたまちです。



東京から100km圏内
東西に主要な交通網がまたがっており、
首都圏へのアクセスも便利です。



パパやママにも安心の子育て応援体制
0歳から18歳までの医療費無償化をはじめ
とする子育て支援策が充実しています。



充実したテレワーク環境
市内にはドロップインでもご利用いただけ
るコワーキングスペースが複数あります。

➤ 詳細は裏面をご覧ください。

お問い合わせ先

沼津市 政策企画課 移住定住相談室 〒410-8601 静岡県沼津市御幸町16番1号
電話：055-934-4813 FAX：055-934-5011 E-mail：iju@city.numazu.lg.jp

- ・令和3年3月1日以降に本市に転入し、補助金の交付申請時において45歳未満の方
- ・転入の日の前日まで1年以上継続して県外に居住していた方のうち、次のいずれかに該当する方
 - 県外に存する企業等に在職している被雇用者であって、現にテレワークを実施していること。
 - 県外において事業活動を行う個人事業主であって、現にテレワークを実施していること。
- ・補助金の交付申請時において、補助金の交付を受けようとする方の住所が申請に係る住宅の所在地であること。
- ・住宅の購入又は賃借に係る契約が、申請者の名義（申請者に配偶者がいる場合は、申請者若しくは配偶者又は夫婦共同名義）であること。
- ・補助金の交付申請時において、転入をした日から3か月以上1年以内であること。
- ・補助金の交付決定を受けた日から起算して5年以上継続して本市に居住する意思があること。
- ・申請者が属する世帯の世帯員のいずれもが、過去に本補助金、沼津市移住・就業支援金交付要綱に基づく支援金又は他の公的制度による補助対象経費を同一とする補助金の交付を受けたことがなく、かつ、受ける予定がないこと。
- ・移住する直前に在住していた市区町村において、最近1か年の市区町村税を滞納していないこと。

補助対象経費

- ・移住を機に新たに住宅を購入する際に要した費用（建物代金、仲介手数料）
- ・移住を機に新たに住宅を賃借する際に要した費用（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）
- ・引越業者又は運送業者に支払った費用

補助金額

上記補助対象経費の合計額で、上限額は60万円（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

申請方法

次の書類を揃えて、沼津市政策企画課移住定住相談室へ提出してください。
申請書類は、市ホームページからダウンロードできます。（QRコードを掲載）

提出書類	
1	沼津市テレワーク移住支援補助金交付申請書（第1号様式）
2	住民票の写し（世帯全員分）
3	移住元の住民票の除票の写し（世帯全員分）
4	移住元における最近1か年の市区町村税の滞納のないことを証する書類（18歳以上の世帯員全員分）
5	（被雇用者の場合）勤務先の在職証明書（第2号様式）及び勤務先にテレワーク制度があることを確認できる書類
6	（個人事業主の場合）開業届出済証明書の写し等のテレワークで事業活動を実施していることを確認できる書類
7	（住居費における購入の場合）住宅の売買契約書の写し及び購入費に係る領収書の写し
8	（住居費における賃借の場合）住宅の賃貸借契約書の写し及び住居費に係る賃料等の領収書その他の支払いが確認できる書類の写し
9	（勤務先から住宅手当が支給されている場合）勤務先からの住宅手当の支給状況が確認できる書類
10	（引越費用に係る補助を申請する場合）引越費用に係る領収書の写し

※上記以外にも、確認のために書類の提出をお願いする場合がございます。

申請期限

申請期限は、**令和4年3月10日（木）**です。書類がすべて揃った方から先着順で受付し、交付申請が予算額に達した時点で受付を終了します。お早目にご申請ください。